



平成23年度「住宅ローン減税制度に係る融資額残高証明書」の再発行の手続きのお知らせ

**【要旨】**

1. 東日本大震災により、住宅ローン減税の対象となる家屋が居住の用に供することができなくなったお客様に対しては、その事実が生じた日（以下、「災害発生日」という。）の残高証明書を発行することができます。
2. 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」発行対象者であるお客様から依頼があった場合には、本人確認を行ったうえで、災害発生日の残高証明書を手書きで発行します。
3. 当組合から東日本大震災により被害を受けた住宅ローン利用のお客様は、下記の取扱い営業店へご連絡ください。

**営業店一覧**

営業店名	電話番号
本部	0244-36-5561
本店	0244-36-3185
新地支店	0244-62-4140
相馬港支店	0244-38-8540
鹿島支店	0244-46-2260
原町支店	0244-24-1244
浪江支店・富岡支店 (二本松相談所)	0243-22-6131
大熊支店 (会津若松相談所)	0242-37-0555